

青森県後期高齢者医療広域連合公告式条例

(平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合条例第二号)

(趣旨)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十二条において準用する同法第十六条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第二条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に広域連合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則に関する準用)

第三条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第四条 規則を除くほか、広域連合長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び広域連合長名を記入して広域連合長印を押さなければならない。

2 第二条第二項の規定は、前項による公表にこれを準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第五条 第二条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他広域連合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第一項中「広域連合長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、広域連合の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第一項中「広

域連合長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関の代表者名」と、「広域連合長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者印」と読み替えるものとする。

(施行月日の特例)

第六条 規則又は広域連合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることが出来る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第二条関係)

掲示場の名称	所 在
青森県後期高齢者医療広域連合掲示場	青森市新町二丁目四番一号